

機密性2 完全性1 可用性1

達 示 第 1 5 号

令和3年12月23日

福岡拘置所長

「クラブ活動実施細則」の制定について
標記について別添のとおり定め、即日施行します。

なお、令和3年1月28日付け達示第7号「「クラブ活動実施細則」の制定について」は、同日付けで廃止します。

クラブ活動実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）及び訓令・通達の定めによるもののほか、当所における自営作業就業受刑者のクラブ活動を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 クラブ活動の種類は、別添のとおりとする。

(主管)

第3条 本細則の主管は、企画部門（指導）とし、クラブ活動の担当者は、クラブ活動に必要な道具・教材等の整備、保管、関係各所との調整等のクラブ活動運営に係る事務全般を行う。

(対象者)

第4条 クラブ活動参加対象者は、刑執行開始時指導を終了した自営作業就業受刑者のうち、参加を希望する旨の願箋を首席矯正処遇官（企画担当）（以下「企画首席」宛てに提出し、処遇審査会で許可された者とする。ただし、反則行為調査中の者、閉居罰執行中の者、休養中の者及び釈放前指導対象者は除く。

(実施要領)

第5条 クラブ活動の指導は、外部講師又は職員が行う。

- 2 実施時間はおおむね1時間とし、実施場所は教室又は企画首席の指定した場所とする。
- 3 原則として、企画部門（指導）職員が立会する。
- 4 指導者は、クラブ活動実施終了後、実施結果を「クラブ活動実施記録」（別紙）に記録する。

(除籍)

第6条 クラブ活動参加者が次の各号のいずれかに該当したときは、処遇審査会に付議してクラブから脱退させることができる。

- (1) 実施中の受講態度が不良で外部講師の指導や他の者の受講を妨げるとき。
- (2) 閉居罰を科されたとき。
- (3) 病気又はその他の事由により受講を継続することができないとき。

- (4) 本人がクラブ活動への参加を辞退する旨の願箋を提出した場合。
- 2 脱退した者は、脱退の日から 3 か月を経過しなければクラブ活動への参加を許可しない。

(支所における取扱い)

第 7 条 支所における受刑者のクラブ活動については、本達示に準じて、同支所の実情に合わせ、支所長が定めるものとする。

別紙

所 長	部 長	首 席	統 括	主 任	係

クラブ活動実施記録

1	クラブ活動の種類	
2	指導者の氏名	
3	被収容者氏名 (就業工場)	
3	実施日時	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで
4	実施場所	
6	実施内容	
7	参考事項	

別添

クラブの種類

ク ラ ブ 名	定 員
絵 画	8名以内とする。
書 道	6名以内とする。
生 け 花	3名以内とする。
音 楽	5名以内とする。